

議員提出議案第4号

守谷市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年3月20日 提出

守谷市議会  
議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会  
委員長 又未成人

平成 年 月 日原案 決

## 守谷市議会会議規則の一部を改正する規則

守谷市議会会議規則（平成13年守谷町議会第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第167条）を  
第8章 補則（第168条）」

「第7章 協議又は調整を行  
第8章 議員の派遣（第1  
第9章 補則（第169条

うための場（第167条）

68条 に改める。

) 」

第98条に次の1項を加える。

2 前項の審査において自由討議を行う場合は、討論の前にこれを行うものとする。

第123条の見出し及び同条中「質疑」の次に「、自由討議」を加える。

第168条を第169条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第167条を第168条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

### 第7章 協議又は調整を行うための場

#### （協議又は調整を行うための場）

第167条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表（第167条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
守谷市議会改革推進会議	守谷市議会基本条例の検証及び議会改革の推進に関する事項についての協議又は調整	議長に指名された委員9人以内	会長（会長が選任されるまでの間は、議長）

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由（議員提出議案第4号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市議会基本条例の規定に基づく「自由討議」及び「議会改革推進会議」について、自由討議については委員会における審査順序を、議会改革推進会議については地方自治法第100条第12項の規定による「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」としての位置付けを定めるため、守谷市議会会議規則において所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

## 守谷市議会会議規則新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章から第6章 (略)</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場 (第167条)</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣 (168条)</u></p> <p><u>第9章 補則 (第169条)</u></p> <p>附則</p> <p>(審査順序)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 <u>前項の審査において自由討議を行う場合は、討論の前にこれを行うものとする。</u></p> <p>(質疑, <u>自由討議又は討論の終結</u>)</p> <p>第123条 質疑, <u>自由討議又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。</u></p> <p>2 質疑, <u>自由討議又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑, <u>自由討議又は討論終結の動議を提出することができる。</u></u></p> <p>3 質疑, <u>自由討議又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第7章 協議又は調整を行うための場</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(協議又は調整を行うための場)</p> <p><u>第167条 法第100条第12項の規定による議案</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第6章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第7章 議員の派遣 (第167条)</u></p> <p><u>第8章 補則 (第168条)</u></p> <p>附則</p> <p>(審査順序)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(質疑 _____ 又は討論の終結)</p> <p>第123条 質疑 _____ 又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑 _____ 又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑 _____ 又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑 _____ 又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(新設)</p>

の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第168条 (略)

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第169条 (略)

別表(第167条関係)

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第167条 (略)

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第168条 (略)

(新設)

改 正

別表(第167条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
守谷市議会改革推進会議	<u>守谷市議会基本条例の検証及び議会改革の推進に関する事項についての協議又は調整</u>	議長に指名された委員9人以内	会長(会長が選任されるまでの間は、議長)

現 行

(新設)